

ものづくり中小企業等生産性向上支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内で製造業を営む中小企業等が、自社内の製造現場にIoTやAI等の革新技術を導入し業務の効率化やプロセスの改善等に資することで、生産性向上の実現を図ることを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱による補助金を受けることができる者は、次の各号に定める要件をみたす者とする。

- (1) 市内に事業所又は工場を置き、製造業を営む中小企業等であること。
- (2) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号。）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条および第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助対象事業は、次の各号に定める要件を満たすこととする。

- (1) IoT等の導入でデータの取得や分析、さらには活用を図ることで、製造の効率化や生産性向上など経営力向上に繋がる取り組みであること。
- (2) 申請事業者の市内事業所に導入する設備等への投資であること。
- (3) 交付申請日が属する年度内において設備等が導入され、支払いが年度内に完了するものであること。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助対象となる経費等は、交付決定後に購入されたもので、次のとおりとする。

- (1) 機械装置等導入費用 (IoT や AI、ロボット等)
- (2) 自社内での試作・研究開発費用 (IoT や AI、ロボット等)
- (3) ソフトウェア等導入費用
- (4) 当該設備導入に係る専門家の指導に要する費用
- (5) その他必要な費用で、市長が認める費用

2 補助対象経費のうち、以下の費用は対象経費から除外する。

- (1) 汎用性があり目的外の使用が可能な設備・備品 (事務用パソコン、プリンタ、タブレット等) の購入費
- (2) 現状のシステムのバージョンアップなど生産性向上に繋がらないシステム
- (3) IoT オプションのついた工作機械等の購入費

3 補助金の額は、前項に定める経費等の2分の1を上限に、1事業あたり30万円を限度とし、予算に定める範囲とする。

(補助金の申請等の手続き)

第5条 この要綱による当該補助金にかかる手続きについては、条例及び規則に定めるところによるほか、下記の書類を添えることとする。

申請時	実績報告時
<ul style="list-style-type: none">・事業実施計画書・対象経費の積算根拠となる見積書 (写)・導入機器の概要等、能力が分かるもの	<ul style="list-style-type: none">・納品書及び検収写真 (写)・支出の実績が分かるもの・補助金請求書

(財産の処分の制限)

第6条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用または譲渡、交換、貸付若しくは担保に供し、更には廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りではない。

2 市長は、補助事業者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第7条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとし、市長の求めに応じ市に開示するものとする。

(補助事業の期間)

第8条 補助事業の期間は、令和4年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。